別表六の二（二十一）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の６（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十八)付表を別表六の二(十九)付表とする。

別表六の二(十八)の表中

取得価額の合計額 (別表六の二(十八)付表「10」の合計)	を	取得価額の合計額 (別表六の二(十九)付表「10」の合計)

に、

当期分の特別控除額 (9)－(10)	を	当期税額控除額 (9)－(10)
当期分の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)	を	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)

に、

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「33の②」)	を	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「35の②」)
当期分の特別控除額の合計額 (26)－(27)		当期税額控除額の合計額 (26)－(27)

に、

平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「50の②」)	平 平
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「51の②」)	平 平
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「52の②」)	平 平
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「53の②」)	平 平

を

・　・ ・　・ (別表六の二(二十一)付表「38の②」)		
・　・ ・　・ (別表六の二(二十一)付表「39の②」)		
・　・ ・　・ (別表六の二(二十一)付表「40の②」)		
・　・ ・　・ (別表六の二(二十一)付表「41の②」)	に、	当期分の特別控除額の合計額 (35)－(40)

を

当期繰越税額控除額の合計額 (35)－(40)

に改め、同表の記載要領第11号中

「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表」を「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」に改め、同表を別表六の二(十九)とする。

別表六の二(十七)の次に次の二表を加える。